

特集 『学校とはその① ～あなたにとって学校とはどのような場所ですか～』

今年度、知夫小中学校は4月8日に始業式を迎え、令和2年度の順調なスタートを切ったと思いましたが…。翌日の9日には、島根県内に新型コロナウイルス感染者が確認され、翌週の4月13日から5月6日まで臨時休業をすることになりました。休業期間中、教職員は、各家庭へ電話連絡をして児童・生徒の健康観察を実施したり、家庭訪問をして学習課題（宿題）を配ったりしました。また、教育委員会の協力もいただき、4月28日から5月1日までの3日間は、学校と各家庭をつないだ【オンライン】での授業にも取り組みました。

このように、教職員にとって臨時休業期間中は、「できる仕事がある状態」だったものの、児童・生徒がいる日常と比べると考える量や内容が少なかったり薄かったりと、気持ちにゆとりがあった気がします。そこで、「この期間、教職員は何を考えていたのだろう。」 そのようなことを考え、アンケートを採ってみました。

『臨時休業期間中、皆さんはどのようなことを考えていましたか。特に“学校の存在について”皆さんの考えを聞かせてください。』

教職員からは、様々な考えや想いが返ってきました。紹介します。

質問：あなたにとって学校とは

- ・学ぶ場所 ・学びを進める場所 ・学びを提供する場所 ・子ども達と関わる場所 ・子どもの声が聞こえる場所
- ・子どもを育てる場所 ・児童・生徒と共に学ぶ場所 ・子どもと共に成長でき、元気をもらえる場所
- ・学びの場であり、子どもにとって必要な場所 ・児童・生徒に会える場所
- ・私たち大人が子ども達に見本を示す場であり、地域とつなげる場所 ・子どもから自分自身の課題をもらっている
- ・子どもについて考える場所 ・子どもにとってだけでなく、教職員にとっても人とのつながりを実感できる場所
- ・子ども達の最善の利益を目指して教育活動を進める場である。その効果は子ども達との直接的な関わりを通して大きく得られることを実感した。
- ・子どもと大人が共に成長していくところ。「教育＝子どもの成長のため」と思いがちだが、日々、授業をつくっていく教職員側は、目の前の子どもの反応によって試行錯誤していくため大人も子どもも成長していくところだと考えた。学校で子ども達にどれだけパワーをもらって過ごしているのかを実感した。
- ・臨時休業中は、子ども達がいなかったのも寂しく、仕事をしていてもなかなか力が入りませんでした。子ども達がいるこの学校だと思いました。授業が再開した現在は、子ども達から元気をもらい、仕事もとても充実しています。
- ・子どもがいるこの学校。いないと意味がないと感じた。
- ・生きがいとまではいかないが、子どもがいなくて張りがない面白くない日々だった。 ・オアシス（癒やし、安らぎなど）

臨時休業は、まず、4月13日から24日はずでした。しかし、20日には、島根県が緊急事態宣言地域に含まれることになったため、休業期間が5月6日までに延長。そのことが教育委員会から告げられてからの教職員は、みるみる元気を失っているように見えました。その変化の理由には、上記に示されるものが影響していたのだろうと考えられます。

学校が再開され、“学校の存在”について改めて考えた今。その考えや想いを大切に、日々の教育活動に向かっていきたいです。また、教職員が学校の存在を上記のように考えていることを、子ども達に何らかの形で伝えたいです。保護者の皆様には是非、今回の校報の内容を各家庭での話題にあげていただきたいです。よろしくお願ひします！



知夫小中学校
 Tel 08514-8-2015
 Fax " 8-2312
 〒684-0100
 知夫村 1053-1
 [HP] <https://www.chibumura.ed.jp/>

【学校教育目標】
 未来を切り拓く
 心豊かでたくましい
 知夫の子どもを
 育成する

【めざす子ども像】
 ・自ら学ぶ子ども
 ・共に生きる子ども
 ・たくましく
 生きる子ども
 ・ふるさとを
 愛する子ども

縦割り班活動開始

【縦割り班開き】

五月十九日に縦割り班開きが行われました。小学生から中学生までを三つの班に分けて、清掃活動や様々な交流活動を行っています。小中一貫校であることの強みを活かし、生徒一人一人が縦のつながりを意識した活動をしていきたいと考えています。



縦割り班開きでは、中学三年生の班長を中心として上手に話し合いを行い、それぞれの班のスローガンが決定しました。先輩は後輩を引っ張り、後輩は先輩の姿を見て学ぶという良い姿が見られることを期待しています。

縦割り班担当

【人権の花植え（小学部）】

村から花（ジニア）の種をいただき、小学部三つの縦割り班で種植えをしました。児童には、花を育てながら大切に育ててほしいこととして「協力する」「命を大切にすること」「思いやりをもつ」という話をしました。種を植えて、水やり当番を決め、早速、次の日の朝から当番として水やりをする児童の姿を見ることができました。六年生の班長を中心に、協力してきれいな花を咲かせてもらいたいです。

人権・同和教育担当



知夫小中学校 「いじめ防止基本方針」

近年の急速な情報技術の発展により、インターネットを介した新たないじめが生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめについての理解を深め、防止のための取り組みについて十分に理解し、組織的に取り組むことが求められています。このため、本校でも、いじめ早期発見のための手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方を具体的に示すとともに、いじめを学校全体で正しく理解するため、「知夫小中学校いじめ防止基本方針」を作成しています。

今年度もこの方針をもとに、授業改善や集団づくり、情報モラル教育に力を入れて取り組んでいきます。また、いじめ防止対策委員会を組織し、いじめへの対応や重大事態が発生したときの対応について関係機関との連携を含めて、学校全体で確認しています。保護者の方々にも理解していただき、家庭と連携しながらいじめのない知夫小中学校を目指していきたいと思っております。

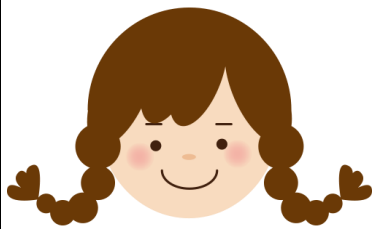
※裏面には本校の知夫小中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）を掲載します。

全校朝会にて、校長より次の話がありました。

五月七日に学校が再開したときに、「自分自身の命を大切にしてください」「校長先生も、学校の先生達もみなさんの命を守ります」という話をしました。今日は、その命と同じくらい大切なものについての話をします。

命と同じくらい大切なものって何かわかりますか？それはみなさんの心です。心が傷つけられるとその傷はなかなか消えません。傷が大きいと一生治らないこともあります。み

裏面上段へ続く



なさんの心が傷つく時ってどんな時でしょう。いじめを受けたとき、仲間はずれにされたとき、無視をされた時、嫌なことを言われたり、されたりした時、でもされたときだけでなく、相手を傷つけるようなことをしたときにも心は傷ついています。校長先生も子どももの時にクラスの人から嫌なことをされ心が傷付いた時があります。その時とても辛かったことは今でも覚えています。

知夫小中学校のみなさん。自分の心や相手の心を傷つけることがないように、相手の気持ちを考えて行動しましょう。校長先生も学校の先生達も、みなさん一人一人が、自分や友だちのことを大切に、心を傷つけるようなことがないことを願っています。しかし、知らず知らずのうちに自分の心や相手の心を傷つけていることがあるかも知れません、もし、今みなさんの中に嫌な思いをしている人がいたら自分だけで我慢せず周りに助けを求めてください。きっと助けてくれるはずです。

そして、もし自分の周りに嫌な思いをしている人を見つけたらそのことを教えてください。そして勇気を持って助けてあげてください。

今日は心を大切にしましょうという話をしました。みなさんが、自分や周りの人を大切にして、みんなが笑顔になることを願っています。これでお話を終わります。

知夫小中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

知夫村立知夫小中学校

1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. 知夫小中学校重点目標

互いを認め合い、思いやりのある言葉遣いができる子どもたちを育てる。

→相手を尊重した言葉遣いへの取り組み

3. いじめ予防の取り組み

- ①互いに高め合う集団づくり（学級経営、児童・生徒会運営）
- ②授業改善の取り組み（分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学校図書館活用）
- ③人権意識を高める授業の取り組み（道徳の授業、人権集会）
- ④ネット問題への取り組み（学級通信、道徳の授業、保護者への啓発）
- ⑤家庭地域との連携（学級通信、家庭へのこまめな連絡）
- ⑥いじめ防止対策委員会の取り組み

4. 早期発見・早期対応の取り組み

- ◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ
- ①全教職員での情報共有
- ②教育相談の実施
- ③アンケートの実施

5. いじめへの対応

- ①いじめられた児童・生徒への対応（保護者との連携）
- ②いじめた児童・生徒への支援と指導（保護者との連携）
- ③学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④スクールカウンセラーや警察などとの連携

6. 重大事態への対応

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合
- ・児童・生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合

→学校が重大事態と判断した場合、村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。